
大台町防災会議条例

平成18年 1月10日

条例第137号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づいて、大台町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大台町地域防災計画を作成し、及びその実施を促進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団総括団長
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する

者

(7) 町長が特に必要と認める者

6 前項各号の委員の総数は、20人以内とする。

7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大台町防災会議条例(以下この項において「改正前の防災会議条例」という。)第3条に規定する委員に任命されている者は、この条例による改正後の大台町防災会議条例の規定に基づいて任命されたものとみなし、その任期は、改正前の防災会議条例の規定に基づいて任命されたときから通算する。

大台町災害対策本部条例

平成18年 1月10日

条例第138号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23の2条第8項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、大台町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年 1月10日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表

平成31年4月1日現在

| 救助の種類 | 対 象 | 費用の限度額 | 期 間 | 備 考 |
|-----------|--|--|---------------------------------------|---|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 | 1 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 2 加算額 ・冬季(10月から3月まで)別に定める額を加算 ・高齢者等の要援護者等を収容する福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 (但し厚生大臣の承認により期間の延長あり) | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上げ費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型仮設住宅 | 災害発生の日から20日以内 着工 | 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内 |
| | | 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | | |
| | | ○賃貸型応急仮設住宅 | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様 |

参 考

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|---|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者 | 1人1日当たり 1,160円以内 | 災害発生の日から7日以内 | 食品給与のための総計費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日) | | | | | | | |
| 飲料水の供給 | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。) | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から7日以内 (但し厚生大臣の承認により期間の延長あり) | 1 輸送費、人件費は別途計上 | | | | | | | |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 | 災害発生の日から10日以内に完了 (但し厚生大臣の承認により期間の延長あり) | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。 | | | | | | | |
| | | | | 区分 | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごと加算 | |
| | | | | 全壊 全焼 流失 | 夏 | 18,800 | 24,200 | 35,800 | 42,800 | 54,200 | 7,900 |
| | | | | | 冬 | 31,200 | 40,400 | 56,200 | 65,700 | 82,700 | 11,400 |
| | | | | 半壊 半焼 床上浸水 | 夏 | 6,100 | 8,300 | 12,400 | 15,100 | 19,000 | 2,600 |
| 冬 | 10,000 | 13,000 | 18,400 | | 21,900 | 27,600 | 3,600 | | | | |
| 医療 | 医療の途を失った者(応急的に処置) | 1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 (但し厚生大臣の承認により期間の延長あり) | 患者等の移送費は、別途計上 | | | | | | | |

参 考

| | | | | |
|-------------|---|---|--|---|
| 助産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） | 1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |
| 被災者の救助 | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上 |
| 被災した住宅の応急修理 | 1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所など日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 595,000円以内 | 災害発生の日から1ヶ月以内 | 実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。 |
| 学用品の給与 | 住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）及び高等学校の生徒（特別支援学校の高等部等を含む） | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等 5,200円 | 災害発生の日から教科書については1ヶ月以内 文房具及び通学用品については15日以内 | 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給 |

| | | | | |
|---------------|--|--|---------------------------------------|---|
| 埋葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給 | 1体あたり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の搜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり) | 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)する。 | (洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費は通常の実費 既存建物以外は 1体当たり 5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているために生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者 | 1世帯当たり 137,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 (但し厚生大臣の承認により期間延長あり) | 実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。 |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |

参 考

| | | | | |
|-------------|--|---|-----------------------|---|
| <p>実費弁償</p> | <p>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者（医師、歯科医師又は薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士、土木技術者又は建築技術者、大工、左官又はとび職）</p> | <p>災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。</p> | <p>救助の実施が認められる期間内</p> | <p>時間外勤務手当及び旅費は、職種ごとに日当額を基礎とし、別途に定める額</p> |
|-------------|--|---|-----------------------|---|

| | | | | |
|------------------------|--|--|---|---------------------------------|
| <p>救助の事務を行うのに必要な費用</p> | <p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託料</p> | <p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> | <p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p> | <p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p> |
|------------------------|--|--|---|---------------------------------|

